

管理業務協定書（例） （行政財産の使用許可の場合）

鹿児島県（以下「甲」という。）と、●●グループを構成する●●、●●及び●●（以下総称して「乙」という。）は、〔北ふ頭エリアの4号上屋、野積場①（以下、「4号上屋等」という。）〕について、イベント等による暫定活用や、同エリアのしおかぜ通りについて、港湾法改正により創設された港湾環境整備計画制度等を活用し、収益施設と公共部分を一体的に整備及び管理運営を行う事業（以下、「本事業」という。）の一部として行われた事業予定地（使用許可）に関する行政財産の使用許可（以下「本使用許可」という。）に関して、次のとおり管理業務協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的等）

- 第1条 本協定は、本事業の一部として本使用許可に基づき乙が実施する業務に関し、その適切及び円滑な実施を図ることを目的とする。
- 2 本協定において定義されていない用語については、令和●年●月●日に甲乙間で締結された基本協定書（以下「基本協定」という。）において定義された意味を有する。

（合意事項）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の各号の事項について合意する。
- (1) 乙は、港湾環境整備計画、基本協定、公募要項、基本計画及び本件提案に従って本事業を実施し、本使用許可に定める義務を履行する。なお、これらの書類の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、基本協定第2条の優先関係を適用するものとする。
 - (2) 本事業の実施及び本使用許可に定める義務の履行に要する費用は、乙の負担とする。
 - (3) 乙による本協定の違反は、本使用許可に係る遵守事項の違反として、本使用許可に関する規定を適用する。
 - (4) 乙が複数の企業により構成されている場合には、乙の構成員は、本使用許可に関する義務を共同連帯して履行する。
- 【※上記の他、県及び事業者間で協議の上合意した事項を追記するものとします。】

（有効期間）

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本使用許可が終了する日（本使用許可が更新された場合は、当該更新後の本使用許可が終了する日）までとする。

（疑義の決定）

- 第4条 本協定に関し疑義のあるとき、又はこの本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第5条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本協定書を●通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 鹿児島県

[住 所]

鹿児島県知事 塩田 康一

乙

[住 所]

[名 称]

[代表者]

乙

[住 所]

[名 称]

[代表者]

乙

[住 所]

[名 称]

[代表者]

管理業務協定書（例）
（県有建物賃貸借契約の場合）

鹿児島県（以下「甲」という。）と、●●グループを構成する●●、●●及び●●（以下総称して「乙」という。）は、〔北ふ頭エリアの4号上屋、野積場①（以下、「4号上屋等」という。）について、イベント等による暫定活用や、同エリアのしおかぜ通りについて、港湾法改正により創設された港湾環境整備計画制度等を活用し、収益施設と公共部分を一体的に整備及び管理運営を行う事業〕（以下、「本事業」という。）の一部として甲乙間で令和●年●月●日に締結された県有建物賃貸借契約（以下「県有建物賃貸借契約」という。）に関して、次のとおり管理業務協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的等）

第1条 本協定は、本事業の一部として県有建物賃貸借契約に基づき乙が実施する業務に関し、その適切及び円滑な実施を図ることを目的とする。

2 本協定において定義されていない用語については、令和●年●月●日に甲乙間で締結された基本協定書（以下「基本協定」という。）において定義された意味を有する。

（合意事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の各号の事項について合意する。

- (1) 乙は、港湾環境整備計画、基本協定、公募要項、基本計画及び本件提案に従って本事業を実施し、県有建物賃貸借契約を履行する。なお、これらの書類の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、基本協定第2条の優先関係を適用するものとする。
- (2) 本事業の実施及び県有建物賃貸借契約の履行に要する費用は、乙の負担とする。
- (3) 乙による本協定の違反は、県有建物賃貸借契約の違反とみなして、県有建物賃貸借契約の規定を適用する。
- (4) 乙が複数の企業により構成されている場合には、乙の構成員は、県有建物賃貸借契約に関する義務を共同連帯して履行する。

【※上記の他、県及び事業者間で協議の上合意した事項を追記するものとします。】

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から県有建物賃貸借契約が終了する日（県有建物賃貸借契約が更新された場合は、当該更新後の契約が終了する日）までとする。

(疑義の決定)

第4条 本協定に関し疑義のあるとき、又はこの本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第5条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本協定書を●通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 鹿児島県

[住所]

鹿児島県知事 塩田 康一

乙

[住所]

[名称]

[代表者]

乙

[住所]

[名称]

[代表者]

乙

[住所]

[名称]

[代表者]

管理業務協定書（例） （事業用定期借地権設定契約の場合）

鹿児島県（以下「甲」という。）と、●●グループを構成する●●、●●及び●●（以下総称して「乙」という。）は、〔北ふ頭エリアの4号上屋、野積場①（以下、「4号上屋等」という。）について、イベント等による暫定活用や、同エリアのしおかぜ通りについて、港湾法改正により創設された港湾環境整備計画制度等を活用し、収益施設と公共部分を一体的に整備及び管理運営を行う事業〕（以下、「本事業」という。）の一部として甲乙間で令和●年●月●日に締結された事業用定期借地権設定契約（以下「事業用定期借地権設定契約」という。）に関して、次のとおり管理業務協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的等）

- 第1条 本協定は、本事業の一部として事業用定期借地権設定契約に基づき乙が実施する業務に関し、その適切及び円滑な実施を図ることを目的とする。
- 2 本協定において定義されていない用語については、令和●年●月●日に甲乙間で締結された基本協定書（以下「基本協定」という。）において定義された意味を有する。

（合意事項）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の各号の事項について合意する。
- (1) 乙は、港湾環境整備計画、基本協定、公募要項、基本計画及び本件提案に従って本事業を実施し、事業用定期借地権設定契約を履行する。なお、これらの書類の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、基本協定第2条の優先関係を適用するものとする。
 - (2) 本事業の実施及び事業用定期借地権設定契約の履行に要する費用は、乙の負担とする。
 - (3) 乙による本協定の違反は、事業用定期借地権設定契約の違反とみなして、事業用定期借地権設定契約の規定を適用する。
 - (4) 乙が複数の企業により構成されている場合には、乙の構成員は、事業用定期借地権設定契約に関する義務を共同連帯して履行する。

【※上記の他、県及び事業者間で協議の上合意した事項を追記するものとします。】

（有効期間）

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業用定期借地権設定契約が終了する日（事業用定期借地権設定契約が更新された場合は、当該更新後の契約が終了する日）までとする。

(疑義の決定)

第4条 本協定に関し疑義のあるとき、又はこの本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第5条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本協定書を●通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 鹿児島県

[住所]

鹿児島県知事 塩田 康一

乙

[住所]

[名称]

[代表者]

乙

[住所]

[名称]

[代表者]

乙

[住所]

[名称]

[代表者]